

松戸市の住宅に関する支援制度

～その1 介護保険サービス編～

◆介護保険サービスとは？

介護保険法に基づいて受けられるサービスです。

- ①65歳以上（第1号被保険者）
 - ②40～60歳で医療保険に加入している方（第2号被保険者）
- ①②のうち介護や日常生活の支援が必要になった場合に、市に要介護・要支援認定を申請し、認定された方が介護保険サービスを利用できます。

※②の方は介護保険で対象となる病気が指定されています。

◆介護保険サービスの住宅改修費支給とは？

住宅改修内容が以下の種類の場合は、介護保険を使って住宅改修ができます。

1. 手すりの取り付け
2. 段差をなくす・スロープをつける
3. 移動を円滑にするための床材の変更
4. 開き戸から引き戸への扉の取り替え
5. 和式便器から洋式便器への取り替え
6. その他1～5の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

◆支給対象者は？

介護サービスの住宅改修費支給対象は、要支援1～要介護5です。

工事着工前に松戸市役所に申請をして許可を受けた人が対象となります。

※住民登録地以外で行う住宅改修、入院（入所）中で居宅にいない場合は保険給付対象外

◆支給限度額は？

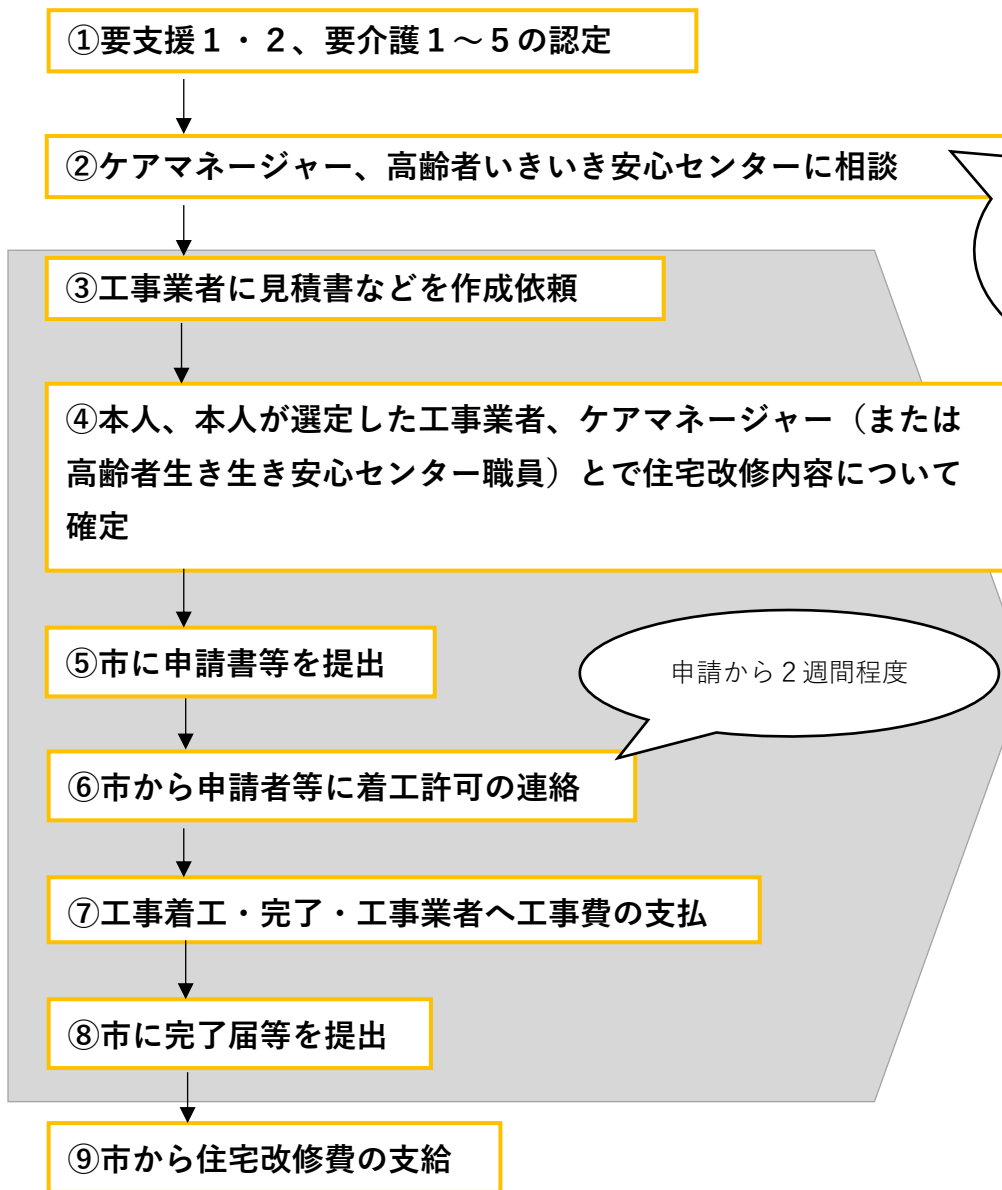
要介護度にかかわらず、介護認定を受けている方ひとりにつき **20万円**を上限に住宅改修費用の **7割～9割**（介護保険負担割合による）が支給されます。

20万円までであれば分割して改修可能です。

（例）介護保険負担割合が1割の方

工事費10万円の場合 → 支給額9万円、自己負担1万円となります。

相談から工事・支払いまでの主な流れ



ケアマネージャ等に相談し「改修が必要な理由書」を作成してもらいましょう！

申請から2週間程度

- ・工事業者への見積依頼（相見積もりなど）
- ・書類の作成
- ・市役所へ書類の提出

アイ・ハウジングならこれらの面倒な作業も申請者の方に代わって行います！
お気軽にご相談下さい！

※記載内容は2024年3月現在のものです。

介護申請についてや最新の介護保険サービス等については、市役所の介護保険課にお問合せ下さい。

○介護保険の申請について

松戸市役所 介護保険課 認定審査班

電話番号：047-366-7370

FAX番号：047-363-4008

○介護保険の住宅改修費等について

松戸市役所 介護保険課 給付班

電話番号：047-366-7067

FAX番号：047-366-1145

(有)アイ・ハウジング

千葉県知事(7)12440号

〒270-0021 千葉県松戸市小金原5-4-23

TEL 047-348-4117 FAX 047-348-0540